

長崎短期大学学則

(昭和47年4月1日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 長崎短期大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に基づいて、専門の学芸を教授研究し、実地的な専門教育、職業教育並びに幅広い教養を授け、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人の育成を目的とする。

(位置)

第1条の2 本学は、長崎県佐世保市椎木町600番に置く。

(自己評価等)

第1条の3 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施、結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教育研究実施組織

(教育研究実施組織)

第2条 本学に、次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 前項のほか、副学長を置くことができる。
- 4 職員の服務規則は、別に定める。

第3章 運営組織

(運営会議)

第3条 本学に、大学運営全般に関し重要な事項を審議するため、運営会議を置く。

2 運営会議に関する規則は、別に定める。

(教授会)

第4条 本学に、学校教育法に基づき教授会を置く。

2 教授会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 図書館

(図書館)

第5条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学科・学生定員及び修業年限

(学科及び収容定員)

第6条 本学において設置する学科・専攻及びその収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
----	------	------

地域共生学科	125名	250名
保育学科	80名	160名

(地域共生学科のコース)

第6条の2 地域共生学科に食物栄養コース、介護福祉コース並びに国際コミュニケーションコースを設ける。

- 2 食物栄養コースの収容定員は一学年35人とする。
- 3 介護福祉コースの収容定員は一学年20人とする。
- 4 国際コミュニケーションコースの収容定員は一学年60人とする。
- 5 食物栄養コース及び介護福祉コースに関する規定は、別に定める。

(学科の教育目的)

第6条の3 第6条に掲げる各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 地域共生学科は、それぞれのコースの専門的知識や技能の習得を通して、豊かな人間力やコミュニケーション能力、主体的に学ぶ力を養い、地域に根ざし、地域に貢献できる人材を養成することを目的とする。
- (2) 保育学科は、保育学を中心に現代の保育に必要な理論及び技術の習得を通して、知性と温かな人間性を養い、地域の保育の発展と向上に貢献できる人材を養成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第7条 学科の修業年限は、2年とする。

- 2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

(長期履修)

第7条の2 保育学科では、学修機会の多様化を図ることを目的として、前条に定める修業年限及び在学年限を超えて履修し卒業することを希望する者を、長期履修生として許可することがある。

- 2 長期履修に関し、必要な事項は別に定める。

第6章 学年・学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期及び授業期間)

第9条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長は、前項の規定にかかわらず、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。
- 3 第1項に定める各学期に二つの期間を置くことができる(4学期制)。
- 4 授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第7章 入学・退学及び休学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 特別の必要があり教育上支障がないときは、学年の中途においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第12条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当し、本学の入学者選考に合格した者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものと認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第13条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学の手續及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人との連署の誓約書、その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手續を完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学・転入学)

第16条 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(転学科)

第16条の2 学生から転学科の願い出があったときは、教授会の議を経て、学長が許可することがある。

2 転学科に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 いったん退学した者が再入学しようとするときは、退学後2年以内に限り、選考の上これを許可することができる。

(休学)

第18条 疾病その他やむを得ない事情により3カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

(休学の期間)

第19条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第7条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第21条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第7条第2項に定める在学年限を超えたとき。

(2) 第19条第2項に定める休学の期間を超えてなお復学できないとき。

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき。

(4) 正当な理由がなく、欠席が長期にわたるとき。

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び教育課程)

第22条 授業科目を、基礎教育科目、専門教育科目、専門関連科目及び教職に関する科目とし、これを各年次に配当して教育課程を編成する。

2 各授業科目を、必修科目及び選択科目に分ける。

3 開設する授業科目及び単位数等は別表第1、第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外における学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(単位の授与)

第24条 授業科目履修者に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 試験に関する規定は、別に定める。

(成績の評価)

第25条 学修成績の評価は、長崎短期大学試験規程による。

(既修得単位の取扱い)

第26条 他の短期大学又は大学（外国の大学・短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本学第一年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、30単位を超えないものとする。

（他の短期大学等における授業科目の履修等）

第27条 本学において、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が他の短期大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項により他の短期大学等において修得した単位については、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

（外国の短期大学等における授業科目の履修等）

第28条 本学において、教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、その外国の短期大学又は大学に留学し学修することを認めることがある。

2 前項により、学生が留学をして得た学修の成果については、第26条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

（大学以外の教育施設等における学修）

第29条 本学において、教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により、与えることのできる単位数は、第26条第1項、第27条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

第30条 削除

第9章 卒業等

（卒業の要件）

第31条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1、第2に定めるところにより所定の単位を修得しなければならない。

（卒業）

第32条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

（資格の取得）

第33条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学科	資格及び免許状の種類
地域共生学科	①栄養士免許 ②介護福祉士受験資格
保育学科	①保育士資格 ②幼稚園教諭二種免許状

2 地域共生学科において栄養士免許・介護福祉士受験資格を取得しようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足するとともに、栄養士法及び同法施行規則、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

- 3 保育学科において保育士の資格を取得しようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足するとともに、児童福祉法及び同法施行規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 第1項に掲げる教職員免許状を取得しようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足するとともに、教育職員免許法及び同法施行規則に基づき、所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

第10章 検定料、入学金、授業料

(検定料等の金額)

第34条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は、次のとおりとする。

納付金の種別	金額	備考
検定料	30,000円	入学出願時
入学金	200,000円	入学時
授業料	700,000円	年額
教育充実費	260,000円	年額

(授業料等の納付)

第35条 授業料、教育充実費は、年額の2分の1ずつを、2期に分けて納付しなければならない。納期は、学期の始めとする。

- 2 特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(退学、除籍、停学の場合の授業料等)

第36条 学期の途中で退学又は除籍された者については、その学期分の授業料等を徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第37条 休学を許可された者については、その学期の授業料等を徴収する。ただし、以降の学期の授業料等は徴収しない。

(復学の場合の授業料等)

第38条 学期の途中において復学した者は、その学期の授業料等全額を納めなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第39条 学年の途中で卒業する見込みの者は、その学期の授業料等全額を納めなければならない。

(納付した授業料等)

第40条 納付した検定料、入学金及び授業料等は還付しない。

第11章 特別入学生（社会人入学生、外国人留学生、科目等履修生及び聴講生）

(社会人入学生)

第41条 社会人で高等学校卒業又は同等以上の学力を有し、本学に入学を志願する者がある時は、選考の上、学長が社会人入学生として入学を許可することがある。

- 2 社会人入学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第42条 外国人で、短期大学等において教育をうける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生及び聴講生)

第43条 本学の特定の授業科目を履修又は聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない範囲において、選考の上、科目等履修生又は聴講生として、学長が入学を許可することができる。

2 本学において、他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）との協議により、当該学生に科目等履修生として、学長が本学の授業科目を履修させることがある。

3 科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 賞罰

（表彰）

第44条 学生として表彰に値する行為があった場合は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

（罰則）

第45条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種別は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

（1）素行に問題があり、指導による改善の見込みがないと認められるとき。

（2）学業が著しく不振であり、卒業の見込みがないと認められるとき。

（3）正当な理由がなく、常に出席が基準に満たず、指導による改善の見込みがないと認められるとき。

（4）本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反する行為があったとき。

第13章 削除

第46条 削除

第14章 公開講座

（公開講座）

第47条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第15章 専攻科

（設置目的）

第48条 専攻科は、短期大学における一般的及び専門的教養の基盤の上に立ち、さらに、専攻分野についての深い学識と研究能力を培うことを目的とする。

（設置する専攻科）

第49条 本学に専攻科を設け、次の専攻科を置く。

専攻科名

保育専攻

（収容定員）

第50条 専攻科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻科名	入学定員	収容定員
保育専攻	10名	20名

（修業年限及び在学年限）

第51条 専攻科の修業年限及び在学年限は、次のとおりとする。

専攻科名	修業年限	在学年限
保育専攻	2年	4年

(学年・学期・休業日)

第52条 専攻科の学年、学期及び休業日については、第8条から第10条までの規定を準用する。

(入学時期)

第53条 専攻科の入学時期は、第11条の規定を準用する。

(入学資格)

第54条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ、第2項に掲げる条件を満たした者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 専修学校専門課程のうち、文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者
- (3) 短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 保育専攻については、教育職員免許法第5条の規定による幼稚園教諭二種免許状を取得した者とする。

(入学選考)

第55条 専攻科の入学者の選考は、第13条及び第14条の規定を準用する。

(入学手続)

第56条 専攻科の入学手続きは、第15条の規定を準用する。

(授業科目及び履修方法等)

第57条 専攻科の教育課程及び履修方法は、第8章の規定を準用し、開設する授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。

(長期履修)

第57条の2 保育専攻の学生が職業を有している等の事情により、第51条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。(以下「長期履修」という。)

2 長期履修に関し、必要な事項は別に定める。

(単位の授与)

第58条 授業科目を履修し、その試験に合格した者は、所定の単位を与える。

2 試験に関する規定は第24条第2項の規定を準用する。

(修了要件)

第59条 専攻科の修了の要件は、第51条に定める修業年限以上在学し、次のとおりの単位を修得しなければならない。

専攻科名	単位数
保育専攻	62単位以上

2 第1項の規定による単位を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長は修了を認定し、修了証書を授与する。

(入学検定料・入学金・授業料等)

第60条 専攻科の検定料、入学金、授業料等の金額は次のとおりとする。授業料等の納期は、第35条の規定を準用する。

納付金の種別	金額	備考
検定料	30,000円	入学出願時

入学金	100,000円	入学時
授業料	500,000円	年額
教育充実費	230,000円	年額

(補則)

第61条 この章に定めるもののほか、専攻科の学生に関し必要な事項は、学則及び長崎短期大学学生生活要綱を準用する。

附 則

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日)

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年4月1日)

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日)

本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年4月1日)

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年4月1日)

本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年4月1日)

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日)

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日)

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年4月1日)

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月1日)

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年4月1日)

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年4月1日)

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日)

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月1日)

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年4月1日)

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日)

1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

2 第2条の規定にかかわらず平成4年から平成12年度までの間、次のとおり臨時定員増をする。

年度	平成4年度		平成5年度～平成11年度		平成12年度	
	定員	入学定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物科	130名	210名	130名	260名	80名	210名
英語科	150名	230名	150名	300名	80名	230名

附 則（平成5年4月1日）

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、幼児教育学科に在学する者については、改正前の規定を適用する。

（学科の名称変更に伴う改正）

附 則（平成12年4月1日）

1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 保育学科及び英語科の学生の定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず平成12年度にあっては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科	80名	130名
英語科	50名	130名

（保育学科及び英語科の収容定員の変更に伴う改正）附 則（平成12年4月1日）

1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 第2条、附則17及び附則26に規定する学生定員は、平成12年度から平成17年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

（臨時的定員の延長及び変更に伴う改正）

年度	平成12年度		平成13～16年度		平成17年度	
	定員	入学定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物科	120名	250名	120名	240名	80名	200名
英語科	100名	250名	100名	200名	50名	150名

附 則（平成12年4月1日）

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

（専攻科英語専攻の廃止に伴う改正）

附 則（平成12年4月1日）

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

（第1条の2 自己評価等の条文化、第8条中等教育学校卒業者の入学資格追加、第22条～25条 単位互換及び短期大学又は大学以外の教育施設等における単位認定の拡大、第29条第2項資格取得に関する条文化、第30条、31条、62条授業料等の改定、第56条、専門学校専門課程卒業生への入学資格追加、及び別表第1、第2、第3、第4、第5、第7、の教育課程等の一部変更に伴う改正）

附 則（平成13年4月1日）

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

（第1条 男女共学制移行に伴う改正、第30条、31条、62条授業料等の改定、及び別表第1～第2教育課程の一部変更に伴う改正）

附 則（平成14年4月1日）

- 1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1の規程は平成14年度入学者から適用する。
- 2 食物科の学生定員は、第2条及び付則第27の規定にかかわらず、平成14年度以降は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	平成14年度		平成15年度以降	
学科	定員	入学定員	入学定員	収容定員
食物科	40名	160名	40名	80名

（食物科の改編に伴い、食物科の学生定員第2条及び教育課程第18条5項別表第1項の一部変更に伴う改正）附 則（平成15年4月1日）

- 1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 食物科及び英語科の学生定員は第2条及び付則第27の規定にかかわらず、平成15年度にあつては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
食物科	70名	110名
英語科	70名	170名

（食物科の入学定員の増及び英語科の臨時的定員の恒常的定員化に伴う改正）附 則（平成16年4月1日）

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

（食物科及び英語科の開設授業科目の変更）

附 則（平成17年4月1日）

- 1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。
（保育学科の入学定員の増に伴う改正及び専攻科食物栄養専攻並びに食物科教職課程の廃止に伴う改正）
- 2 保育学科の学生定員は第2条の規定にかかわらず、平成17年度においては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科	100名	180名

附 則（平成18年2月15日）

本学則は、平成18年2月15日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

（専攻科（保育専攻）の設置に伴う改正）

附 則（平成20年4月1日）

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

（英語科の教育課程変更に伴う改正）

附 則（平成21年4月1日）

1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 食物科及び英語科の学生定員は第6条の規定にかかわらず、平成21年度にあつては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
食物科	60名	130名
英語科	80名	150名

附 則（平成22年4月1日）

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。

（第1条、第6条の3、第33条の改正、別表1、第2の1、第3の教育課程の一部変更、及び別表5-2の削除に伴う改正）

2 第22条第5項別表第1に規定する食物科の教育課程は、平成22年度入学者から適用する。

附 則（平成25年4月1日）

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

（英語科から国際コミュニケーション学科への学科名称変更に伴う改正）

（食物科の教育課程変更に伴う改正）

附 則（平成26年4月1日）

1 本学則は、平成26年4月1日から施行する。

（保育学科保育専攻の教育課程変更に伴う改正）

（保育学科介護福祉専攻の教育課程変更に伴う改正）

2 保育学科保育専攻及び国際コミュニケーション学科の学生定員は第6条の規定にかかわらず、平成26年度にあつては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科保育専攻	100名	180名
国際コミュニケーション学科	60名	140名

附 則（平成27年4月1日）

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

- 1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。
 - (運営組織の改定)
 - (授業料の改定)
 - (調理コースから栄養士コースへの変更)
 - (製菓コースの教育課程変更)
 - (国際コミュニケーション学科の学期および教育課程の変更に伴う改正)
 - (長崎短期大学副学長の設置)
- 2 学則第34条の規定は平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の規定による。
 - 附 則 (平成29年4月1日)
 本学則は、平成29年4月1日から施行する。
 - (全学科の教育課程変更に伴う改正)
 - 附 則 (平成30年4月1日)
 本学則は、平成30年4月1日から施行する。
 - (食物科栄養士コース、保育学科保育専攻並びに国際コミュニケーション学科の教育課程の変更に伴う改正)
 - 附 則 (平成31年4月1日)
 本学則は、平成31年4月1日から施行する。
 - (保育学科保育専攻、保育学科介護福祉専攻並びに専攻科保育専攻の教育課程の変更に伴う改正)
 - 附 則 (令和2年4月1日)
- 1 本学則は、令和2年4月1日から施行する。
 - (地域共生学科の設置に伴う改正)
- 2 学則第6条、第9条、第22条、第33条、第34条、第57条の規定は令和2年度の入学者から適用し、令和元年度以前の入学者は、なお従前の規定による。
 - 附 則 (令和3年4月1日)
 本学則は、令和3年4月1日から施行する。
 - (保育学科及び専攻科保育専攻の教育課程の変更に伴う改正)
 - 附 則 (令和4年4月1日)
 本学則は、令和4年4月1日から施行する。
 - (全学科・専攻科の教育課程の変更に伴う改正)
 - (成績の評価の改正)
 - 附 則 (令和5年4月1日)
- 1 本学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 学則第34条、第60条の規定は令和5年度の入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の規定による。
 - (授業料等の改正) (短期大学設置基準の改正に伴う改正)
 - (全学科・専攻科の教育課程の変更に伴う改正)
 - 附 則 (令和6年4月1日)
 本学則は、令和6年4月1日から施行する。
 - (第6条の2 介護福祉コースに関する規程の制定に伴う改正)

(地域共生学科介護福祉コース、国際コミュニケーションコース及び保育学科の教育課程の変更に伴う改正)

(第13章厚生施設の削除)

附 則 (令和7年4月1日)

本学則は、令和7年4月1日から施行する。

(第5条 図書館の名称から附属を削除)

(第9条 全学科で4学期制を採用)

(第26条から28条 文言の修正)

(地域共生学科介護福祉コースの教育課程の変更に伴う改正)

本学則は、令和8年4月1日から施行する。

(第6条 定員の変更)

(第6条の2 文言の修正)

(第7条の2を追加)

(第33条 文言の修正)

(別表第1の修正)

試験規程（学則第 24 条第 2 項関係）

（趣旨）

第 1 条 長崎短期大学における試験については、長崎短期大学学則に定めるもののほか、必要事項はこの規程に定める。

（受験資格）

第 2 条 試験を受けることができる科目は、当該年度に履修登録した科目でなければならない。

2 受験者は、当該科目の全授業回数の 3 分の 2 以上出席していなければならない。

3 授業料等の学納金が完納していなければならない。

（定期試験）

第 3 条 定期試験は、学期末に公示される試験時間割により、学年暦に定められた期間に行う試験とする。

2 試験時間割は定期試験実施の 2 週間前に発表する。

3 通年科目の試験は後期末に実施する。ただし、学習状況を確認するために、前期末に試験をすることができる。

（追試験）

第 4 条 追試験は、病気、その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった科目に対して所定の期間に行う試験とする。

2 追試験の受験希望者は、所定の期日までに別紙様式 1 による追・再試験受験願に受験料 5 0 0 円を添えて事務室に提出しなければならない。

3 前項の追・再試験受験願には、その理由を証明する証憑書類等を添付しなければならない。

（再試験）

第 5 条 再試験は、定期試験または追試験の成績が不合格となった科目に対して所定の期間に行う試験とする。

2 再試験の受験希望者は、所定の期日までに別紙様式 1 による追・再試験受験願に受験料 1, 0 0 0 円を添えて事務室に提出しなければならない。

3 再試験は、6 0 点以上を合格とし、合格の場合の評価は一律「C」とする。

（再々試験）

第 6 条 再々試験は、再試験の成績が不合格となった科目に対して所定の期間に行う試験とする。

2 再々試験の受験希望者は所定の期日までに別紙様式 2 による再々試験受験願に受験料 1, 5 0 0 円を添えて事務室に提出しなければならない。

3 再々試験は、6 0 点以上を合格とし、合格の場合の評価は一律「C」とする。

4 再々試験結果は年度内（卒業・修了年次生については卒業・修了判定会議まで）に発表することとする。

（再々試験以降の試験）

第 7 条 再々試験以降の試験は前条の規定を準用するものとする。

（成績評価）

第 8 条 履修科目の成績評価は、試験等によって総合的に行い、1 0 0 点を満点とし、6 0 点以上を合格とする。合格点は、S（1 0 0～9 0）、A（8 9～8 0）、B（7 9～7 0）、C（6 9～6 0）の 4 段階とし、不合格点は D（5 9～0）の 1 段階とする。

2 前項に規定にかかわらず、教授会が認める科目においては、P 及び NP をもって区分することができる。

3 出席不良、受験放棄、不正行為に該当する場合は、Wとする。学則第26条（既修得単位の取扱い）、第27条（他の短期大学等における授業科目の履修等）、第28条（外国の短期大学等における授業科目の履修等）並びに長崎短期大学地域共生学科国際コミュニケーションコースにおける外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取り扱いに関する細則に規定する単位を認定する場合にTを用いる。

（試験についての心得）

第9条 受験者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）試験中は必ず学生証を机上に置かなければならない。学生証を忘れた者は、事務室で仮学生証の交付を受け、提示しなければならない。

（2）受験中に不正行為があった場合、当該科目の得点は無効とし、学則第45条に基づき懲戒する。

（3）試験を実施する授業において、授業開始後15分以上遅刻した者は当該科目の定期試験受験資格を喪失する。

（4）試験時間は60分とし、試験開始後30分を経過するまでは退室できない。

（その他）

第10条 定期試験の代替として課せられた、レポート・実験実習・実技・作品等（以下「レポート等」という）、または平常の成績認定の対象となるレポート等が、指定された期日までに提出、または実施されない場合、その科目は不合格とする。

（事務）

第11条 この規程の事務は学生支援課が行う。

（改定）

第12条 この規程の改定は教務委員会および運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

（途中省略）

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

GPA 制度運用に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、長崎短期大学（以下「本学」という。）において学生個人の学修到達度を評価するために導入する Grade Point Average（以下「GPA」という。）制度の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 GPA 制度は、学生の自己学習力及び勉学意欲を高めるとともに、本学の教育の質保証に向けた必要な方策を具体化し、学生に対する適切な学修支援に資することを目的に導入する。

(評点)

第3条 GPA 制度における成績ポイントは、本学学則第25条に規定する成績評価をもとに次のとおりとする。

評語	成績評価	成績ポイント
S	基本的な到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成績を修めている	4
A	基本的な到達目標を十分に達成している	3
B	基本的な到達目標を概ね達成している	2
C	基本的な到達目標を最低限度達成している	1
D	基本的な到達目標を達成していない	0
P	合格	—
NP	不合格	—
T	認定	—
W	出席不良、受験放棄、不正行為	0

(対象授業科目)

第4条 本制度の対象とする授業科目は、本学学則第22条及び第57条に規定する科目とする。ただし、P（合格）、NP（不合格）及びT（認定）を除くこととする。

(GPAの種類及び算出方法)

第5条 本学で使用する GPA は、当該学期又はセメスターにおける学修の状況及び成果を示す GPA（以下「学期 GPA」という。）及び全在学期間中の学修の状況及び成果を示す GPA（以下「累積 GPA」という。）の2種類とする。

2 学期 GPA 及び累積 GPA は次の各号により算出するものとし、算出した数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

(1) 学期 GPA の計算式

$$\text{学期 GPA} = \{ (\text{当該学期の評価“S”の単位数合計} \times 4) + (\text{当該学期の評価“A”の単位数合計} \times 3) + (\text{当該学期の評価“B”の単位数合計} \times 2) + (\text{当該学期の評価“C”の単位数合計} \times 1) \} / \text{当該学期の対象授業科目単位数}$$

(2) 累積 GPA の計算式

$$\text{累積 GPA} = \{ (\text{全在学期間中の評価“S”の単位数合計} \times 4) + (\text{全在学期間中の評価“A”の単位数合計} \times 3) + (\text{全在学期間中の評価“B”の単位数合計} \times 2) + (\text{全在学期間中の評価“C”の単位数合計} \times 1) \} / \text{全在学期間中の対象授業科目単位数}$$

(運用方法)

第6条 GPA は、卒業判定等の際の活用など、学生に対する日々の学修支援のほか、本学の教育の質的向上に関わる局面において活用するものとする。

- 2 学期 GPA 及び累積 GPA は、成績通知表等に付記するものとする。
- 3 学費減免奨学生の2年次進級に際し、GPA等を根拠として奨学生資格を見直す場合がある。
- 4 当該年度のGPAが著しく低い場合、翌年度の履修単位数を制限する場合がある。
- 5 2期連続、国際コミュニケーションコースにおいては4Q連続してGPAが1.2を下回った場合、修得単位数および出席率等を勘案し、退学を勧告する場合がある。

(特例措置)

第6条の2 前条の3～5項に該当する者のうち、斟酌すべきやむを得ない事情がある者については、学修計画書の提出を以て対応を判断する。

2 前項の斟酌すべきやむを得ない事情はつぎの各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 疾病、災害、家計の急変等の本人の責めに帰さない事由がある者
 - (2) 社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲と態度が優れている者
- (事務)

第7条 この内規の事務は、学生支援課が行う。

(改定)

第8条 この内規の改定は、教務委員会が行う。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

(途中省略)

附 則 (令和4年4月1日)

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

成績不振等の学生への対応要領

(令和3年4月1日制定)

(目的)

第1条 この要領は、長崎短期大学が組織的に学生の修学状況を把握し、所定の修業年限での卒業を担保するとともに、学生の学びへの意欲を喚起するための教育内容及び教育方法等の改善に取り組むため、成績不振等の学生に対応するにあたり、必要な要領を定めることを目的とする。

(対象学生の要件)

第2条 学期毎に次の各号のいずれかの要件に該当する学生を第3条に規定する個別指導等の対象学生(以下「対象学生」という。)とする。ただし、休学者は除く。

- (1) 直前の学期における累積修得単位数が、在学学期数に15単位を乗じて算出される単位数未滿の学生
- (2) 直前の学期における通算GPAが1.20以下の学生
- (3) 直前の学期GPAが1.20以下の学生
- (4) 修業年限を超えている学生
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学科・コース・専攻(以下、「学科等」という)が別に定める要件に該当する学生

(個別指導)

第3条 学科等は、対象学生に対して、学期末または履修登録前の学期始めに面談を行う。

- 2 前項に規定する面談を対象学生と行うことができない場合は、保護者との面談又は当該対象学生若しくは保護者との電話、電子メールその他これに準ずる方法に代えることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、対象学生が留学、インターンシップ、教育課程編成上の理由等により、当該学科等がやむを得ないものと認める場合は面談を要しない。
- 4 学科等は、第1項の面談結果を個別指導等実施記録(別紙様式第1号)に記録するものとする。
- 5 学科等は、学生の修学状況を把握した上で、対象学生に対して個別に履修指導(履修計画の立案を含む)、学修相談及び補習等(以下「個別指導等」という。)の必要な措置を講じ、計画的な修学及び修学状況の改善に努める。
- 6 学科等は、第1項及び第5項に規定する対応を継続的に実施するため、その体制を整えるとともに、必要に応じて保健室、他学科等と連携協力を図る。

(報告)

第4条 学科等の長は、第3条に規定する個別指導等の結果を個別指導等実施報告書(別紙様式第2号)にとりまとめ、前期実施分は5月末日、後期実施分は11月末日までに教学部長に報告する。

- 2 教学部長は、学科等からの報告を運営会議に提示して情報共有を図るとともに、必要に応じて、教育及び学生支援体制等の整備充実を協議する。

(事務)

第5条 この要領の事務は、学生支援課が行う。

(改正)

第6条 この要領の改正は、教務委員会及び学生委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

大学以外の教育施設等における学修の成果の取扱いに関する内規

(目的)

第1条 この内規は、長崎短期大学学則第29条の規定に基づき、学生が取得した民間資格等を単位として認定する基準及び手続きを定め、学生の学修成果を適切に評価することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本内規は、本学に在籍する学生を対象とし、対象となる民間資格等は本学の教育課程に関連するものとする。

(対象資格)

第3条 単位認定の対象となる民間資格等は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 公的機関または信頼性のある民間団体が認定した資格であること。
- (2) 本学の教育課程に関連性があること。
- (3) 資格取得のために必要な学修内容及び成果が、本学の授業科目の内容と同等または相当するものであること。

(認定基準)

第4条 単位認定の対象となる民間資格等の認定基準は次の通りとする。なお、次表に記載のない資格は、教務委員会で審査を行うこととする。

<基礎教育科目>

	検定試験名	地域共生学科	保育学科
英語	実用英語技能検定2級	英語コミュニケーションⅠ	英語Ⅰ
	TOEIC (L&R) 600点以上		
	実用英語技能検定準1級	英語コミュニケーションⅠ	英語Ⅰ
	TOEIC (L&R) 785点以上	英語コミュニケーションⅡ	国際コミュニケーション演習
仏語	フランス語検定3級	フランス語Ⅰ	—
	フランス語検定準2級	フランス語Ⅰ・Ⅱ	—
日本語	日本語能力試験 (JLPT) N3	日本語Ⅰ	—
	日本語能力試験 (JLPT) N2	日本語Ⅰ	—
	日本留学試験 (EJU) 200点以上	日本語Ⅱ	—
情報	ITパスポート (iパス)	コンピュータ演習Ⅰ	コンピュータ演習
	MOS (Microsoft Office Specialist)		
	日商PC検定2級		
	P検 (ICTプロフェッショナル検定)		
	CompTIA IT Fundamentals (ITF+)		
	基本情報技術者 (FE)	コンピュータ演習Ⅰ	コンピュータ演習

日商 PC 検定 1 級	コンピュータ演習 II	保育の ICT
CompTIA A+		
Java プログラミング能力認定試験		
Python エンジニア認定試験		

<地域共生学科国際コミュニケーションコース専門教育科目>

	検定試験名	検定 I	検定 II	検定 III
英語	実用英語技能検定	2 級	準 1 級	1 級
	TOEFL (Computer Based)	177 点以上	227 点以上	263 点以上
	TOEFL (Paper Based)	503 点以上	567 点以上	623 点以上
	TOEIC (L&R)	600 点以上	785 点以上	945 点以上
	GTEC (4 技能)	690 点以上	960 点以上	1190 点以上
韓国語	韓国語能力検定 (TOPIK)	3 級	4 級	5 級
	ハングル能力検定	3 級	準 2 級	2 級
中国語	中国語検定 (HSK)	3 級	4 級	5 級
	中検	4 級	3 級	2 級
日本語	日本語能力試験 (JLPT)	N 3	N 2	N 1
	日本留学試験 (EJU)	—	200 点以上	250 点以上

(申請手続き)

第 5 条 学生が資格の単位認定を希望する場合、所定の申請書及び資格証明書（写し含む）を事務局に提出するものとする。

(認定の取消し)

第 6 条 以下の場合、認定された単位を取消することができる。

- (1) 提出書類に虚偽が判明した場合。
- (2) 資格が無効または取り消された場合。

(事務)

第 7 条 この内規の事務は、学生支援課が行う。

(改定)

第 8 条 本内規の改定は、教務委員会の議を経て学長がこれを行う。

附則

本内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。